パブリックコメント制度の概要

パブリックコメントとは・・・

大田市の基本的な計画等の策定又は改廃にあたり、その案の内容等必要な事項を公表し、 広く意見を求め、提出された意見を参考にして当該政策等の意思決定を行うとともに、提 出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きです。

パブリックコメントの対象となるもの

- 総合計画等大田市の基本構想、市政の各分野における施策に関する基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
- その他、実施機関(市長、教育委員会等)が必要と認めるもの

意見等を提出できる方

- 大田市内に住所を有する方
- 大田市内に事務所・事業所を有する方
- 大田市内の事務所・事業所に勤務する方
- 大田市内の学校に在学している方
- パブリックコメントの事案に利害関係を有する方

意見の提出方法

- 電子メール
- ファクシミリ
- 〇 郵便
- 窓口への持参 など
- ※ 意見の提出に当たっては、住所、氏名の記載をお願いします。

結果の公表

市は、提出された意見及びそれらに対する考え方を公表します。(案を修正した場合は、修正の内容及び理由を併せて公表)

- ※ 公表の方法は、計画案等の公表と同じです。
- ※ 個人への回答はしません

パブリックコメントの系統をの流れ

基本方針作成



- ・市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画案の作成
- ・実施機関が必要と認めるもの。

案の公表

計画等の案及び作成した趣旨、目的、背景など必要な資料を公表し、市民の皆さまからの意見を収集します。



【公表の方法】

- 1 大田市ホームページへの掲載
- 2 所管課窓口での閲覧
- ※ 必要に応じ「広報おおだ」への掲載、報道機関への情報提供、その他必要な 方法を活用する。
- ※ 意見や情報の提出先、提出方法、提出期間、その他必要な事項を明示する。

意見の提出

市民の皆さまから、意見や情報を提出いただきます。

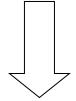
(提出期間は、原則30日以上とします。)



- 1 担当課窓口へ持参
- 2 郵便、ファクシミリ、電子メールで送付
- ※ 電話による意見は受け付けません。必ず文書等の記録に残るものによります。

最終意思決定

提出された意見や情報を考慮し、最終的な意思決定をします。



案に反映できる意見・情報



案の修正

案に反映できない意見・情報



理由のとりまとめ

結果の公表



最終的に意思決定した計画等の案を公表します。 併せて、提出された音見や情報とこれに対する市

併せて、提出された意見や情報とこれに対する市の考え方、修正の 内容及び理由を公表します

- ※ 意見提出者への個別の回答はしません。
- ※ 公表の方法は、案の公表と同じです。

(最終的に意思決定した案で議会の議決を要するもの)

(議会の議決)